

筑後川水系における渇水調整を解除します

～筑後川水系渇水調整連絡会の合意事項～

2月以降の降雨により渇水状態を脱したことから、筑後川水系渇水調整連絡会は、4月24日12時をもって現行の渇水調整事項による措置を解除することについて合意しました。

◇第3次渇水調整事項(筑後川水系渇水調整連絡会の合意事項)

4月24日12時をもって、筑後川水系における渇水調整を解除する。

筑後川流域では昨年8月から少雨傾向が続き、令和5年9月から令和6年1月までの合計雨量は平年の4割程度にとどまるなど厳しい水状況にあったことから、福岡県及び佐賀県からの開催要請を受け、令和5年12月19日に第1次渇水調整、令和6年2月16日に第2次渇水調整の合意形成を図り、流域内の主要6施設の統合運用や筑後川からの取水制限等の措置を講じてきたところです。

こうした中で、令和6年2月から同年3月にかけての月間降雨量は平年値を大きく上回り、流域内の主要6施設合計の利水容量は例年と同等の貯水量まで回復しました。

このことにより、筑後川水系においては渇水状態を脱し、各関係利水者における当面の水利用については問題ないと判断されることから、現行の渇水調整事項による措置について解除を行いました。

【参考】

第1次渇水調整事項(令和5年12月19日)

1. 福岡県及び佐賀県は、水道事業者等に対し自主節水及び更なる域内水源の活用について促す。
2. 福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、大山ダム、小石原川ダムの貯留水を統合し、使用する。
3. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、節水についての啓発活動を行う。

第2次渇水調整事項(令和6年2月16日)

1. 6施設の貯留水延命のため、2月17日から福岡地区水道企業団は10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は3%の取水制限を実施する。
2. 6施設の貯留水延命のため、福岡地区水道企業団は、2月17日から山口調整池の貯留水40万m³を使用し、筑後川からの取水量を極力少なくするものとする。
3. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、なお一層の節水を促すよう啓発活動を強化する。
4. 異常な降雨状況が続いていることを受け、小石原川ダムの渇水対策容量の活用検討に着手する。

問合せ先

筑後川水系渇水調整連絡会事務局 九州地方整備局 河川部 TEL:(092)471-6331(代表)

水政課 建設専門官 おおつき 大月 ともゆき 知幸 TEL:(092)476-3522 (直通) (内線 3556)

河川環境課 建設専門官 ふるかわ 古川 たかひろ 貴博 TEL:(092)476-3525 (直通) (内線 3656)

令和6年4月24日

令和6年度 筑後川水系渇水調整連絡会
令和5年渇水 第3次渇水調整

I 渇水調整の背景

令和5年8月から少雨傾向が続き、筑後川流域では月間降水量が6ヶ月連続で平年値を下回った。中でも令和5年9月から令和6年1月までの合計雨量は220.1mmとなり、平年の4割程度にとどまった。

このため、当連絡会では令和5年12月19日に第1次渇水調整、令和6年2月16日に第2次渇水調整の合意形成を図り、筑後川の主要6施設の統合運用や筑後川からの取水制限等の措置を講じてきたところである。

こうした中、令和6年2月と3月のそれぞれの月間降水量は、平年値を大きく超え、筑後川水系の主要6施設合計の利水容量は4月22日時点において72.2%まで回復し、例年と同等の貯水量となった。

ついでには、筑後川水系においては、こうした2月以降の降雨に加え、これまでの『早期の呼びかけ』、『既存施設の有効活用』、『節水』によって、市民生活・社会経済活動に影響を及ぼすことなく渇水状態を脱し、各関係利水者における当面の水利用について問題ないと判断されることから、以下のとおり、現行の渇水調整事項による措置について解除を行うものである。

II 渇水調整事項

1. 4月24日12時をもって、筑後川水系における渇水調整を解除する。